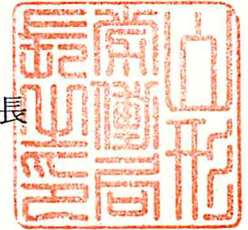


山形労発基1015第1号
平成26年10月15日

各 関係団体の長 殿

山形労働局長



山形県最低賃金の改正の広報依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしているところですが、山形県最低賃金（地域別最低賃金）について、本年度、別紙1（裏面）のとおり、額が改定されることから、山形労働局では当該最低賃金を広く周知広報することといたしました。

つきましては、別紙やリーフレットの内容を、貴会が発行される広報誌及びホームページ等に掲載いただくなど、貴会の加入事業者に対する最低賃金等の周知について、格別の御協力をお願いいたします。

なお、貴会が発行する広報誌等に掲載いただけた場合は、大変お手数ですが、当局賃金室まで別紙2を添付の上、広報誌等を一部御送付くださいますようお願いいたします。

また、中小企業の計画的な賃金引き上げを支援する制度（業務改善助成金）のリーフレットを同封いたしますので、併せて周知や利用拡大に御協力をお願いいたします。

おって、山形県最低賃金に係るポスターを別送いたしましたので、適宜掲示して下さるよう併せてお願いいたします。